

令和8年1月5日

一般廃棄物を搬入される皆様へ

高座清掃施設組合

組合長 内野 優

(公印省略)

一般廃棄物搬入に係る誓約書の廃止について（お知らせ）

日頃から、当組合の一般廃棄物処理事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

これまで一般廃棄物の搬入手続に際し提出いたしました誓約書の内容につきまして、高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例施行規則「廃棄物継続搬入承認書（第2号様式）」又は「廃棄物臨時搬入承認書（第4号様式）」を発行する際の搬入条件に記載することとなりましたので下記施行期日をもって誓約書を廃止いたします。

誓約書の提出は不要となります、廃棄物継続搬入承認書内の搬入条件を順守の上、ごみを搬入いただけますようお願い申し上げます。

記

- 1 施行期日 令和8年1月5日から
- 2 地区・対象 地区 海老名市、座間市及び綾瀬市
対象 組合に継続搬入承認されている事業者及び臨時搬入しようとする者
- 3 対象手続 上記施行期日後に廃棄物継続搬入承認申請を希望する事業者又は廃棄物臨時搬入承認申請を希望する者

ごみとして出す前に、もういちど確認！

資源化できるものが混ざっていませんか？

ごみの減量化・資源化にご協力いただきますようお願いいたします。

事務担当

〒243-0417

神奈川県海老名市本郷1番地の1

高座クリーンセンター内

高座清掃施設組合 施設課管理係

TEL 046-238-2094 (代表)

FAX 046-238-6010

電子メール

cleancenter@kouzaseisou-kanagawa.jp